

2022年3月号トピックス

租税裁判所法の設置及び手続に関する法律案(第...号)B.E. (租税に関する刑事判決)

2022年3月8日、内閣は「租税裁判所法(No.....)設立及び手続」の草案を承認する決議を行った。

1. 「税務事件」という言葉の定義を規定し、税務裁判所は税務に関する刑事事件を審議・裁定する権限を有すること。従って、少年家庭裁判所の管轄内の事件は、租税裁判所の管轄外である。刑事訴訟法またはクウェン裁判所の設置に関する法律と刑事訴訟法を適用するのと同様である。
2. 最高裁判所長官の承認を得て中央租税裁判所長官が刑事事件の手続に関する規定を發布する権限を有し、刑事事件の被告人の防御権を法律の規定より少なくしてはならないことを規定すること。
3. 民事事件における裁判所の日程の知らせについて改正すること
4. 租税に関する刑事事件における控訴、上告、判決または裁判所の命令に関する規則を改正すること。刑事訴訟法を適用する。また、専門裁判所および最高裁判所における当該事件の審理および裁決については、刑事訴訟法を適用する。

パカポーン ・ ワンポンプット (フォン) タイ国公認会計士 要約

2022年のBOIからの通常恩典に加えて追加恩典として、さらに5年間は50%の法人所得税減税を付与する措置

タイ投資委員会事務所(BOI)より、投資委員会通達 No.1 /2565 に基づいて、【 仏暦 2565(2022)年 2 月 21 日付けの投資促進措置】。 奨励を受けた事業は、法人所得税の免税期間が終了した日から 5 年間、法人所得税の 50%が減税される。その条件と詳細は以下の通りである。

1. グループ A1、A2 及び A3 に該当する事業であること。
2. 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与されたプロジェクトであること。
3. 奨励証書発行日より 12 カ月以内に 10 億バーツ以上の投資(土地代および運転資金を除く)を実施すること。
4. プロジェクトは、追加の恩典を申請するために、投資奨励証明書の発行日から 18 ヶ月以内に、実際の投資の証拠を提出しなければならない。
5. 会社は、本施策に基づく追加恩典の申請書を提出する日において、法人税免除期間および法人税免除金額枠があること。
6. 2022 年 1 月 4 日から、2022 年の最終営業日までに奨励申請書を申請することができる。
7. 投資奨励受入期限および奨励証書発行するための証拠提出期限の延長は認められない。
8. 機械輸入期限および操業開始期限の延長は BOI の考慮による。

タッサナワン・モンコンタナパン/訳